別記様式第１０号（第１３条関係）

佐野市議会議員政治倫理議員審査請求書

佐野市議会議員政治倫理条例第５条の規定により、次のとおり政治倫理基準の違反の存否に係る審査を請求します。

１　審査対象議員の氏名　小倉健一

２　違反する疑いがあると認められる政治倫理基準　　佐野市議会議員政治倫理条例　第４条　第　６号及び第　７号

３　政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容

令和5年10月29日の佐野市消防団幹部管外視察研修の懇親会に、議長代理及び総務常任委員会委員長として出席した小倉健一議員と消防団分団長との間で不適切な言動があり、口論は身体的接触を伴う争いに発展し、複数の出席者が制止する事態となった。本件を受け、関係者への謝罪及び消防団行事等への出席自粛が行われた一方、その言動の具体的内容及び経緯は明らかにされていない。議会を代表する公的立場での行為であることから、説明責任が果たされていないことを含め、同条例第4条第6号及び第7号に定める政治倫理基準への違反の存否について審査する必要がある。

４　政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する書面等

蘊原政夫議員作成の事実確認書

令和　８年　８月　27日

佐野市議会議長　様

佐野市議会議員政治倫理議員審査請求代表者

佐野市議会議員　猪瀬朱美

（佐野市議会議員）

備考

１　議員審査請求書又はその写しは、議員審査請求者署名簿につづり込むこと。

２　議員審査請求代表者の氏名は、自署（盲人が公職選挙法施行令別表第１に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）し、又は記名押印すること。

事　実　確　認　書

令和 5 年 10 月 29 日に実施された佐野市消防団幹部管外視察研修に伴う懇親会において、私が直接見聞きした事実について、次のとおり報告します。

1　懇親会で発生した状況

私は、当該懇親会に消防団副団長として出席しました。懇親会が進み、出席者が飲酒をしながら懇談する中で、小倉健一議員と消防団の分団長との間で口論が始まり、その後、身体的な接触を伴う争いとなりました。

このため、複数の出席者が両者の間に入り、制止しました。当時の状況は、声を掛けるだけでは収まらず、複数人による制止を必要とする状態でありました。

2　確認

以上は、私自身が当該懇親会の会場において直接見聞きした事実であり、相違ありません。

本書は、佐野市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求及びその後の審査における事実確認のために提出します。

令和　8年　8月 27 日

佐野市議会議員　蕪原　政夫